

子政第1059号
令和4年5月27日

各市町村長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
保育所等への協力要請について(依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年5月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、感染拡大によって医療提供体制を逼迫させるような事態を回避し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を力強く確かなものとするため、別紙のとおり、新しい協力要請を発出しましたので、お知らせします。

当該協力要請において、国の考え方を踏まえ、マスク着用の考え方を明記しております。基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけを変更するものではありませんが、マスクを着用しなくてもいい場面を明確化しておりますので御留意ください、なお、マスク着用については、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることのないようお願いします。

つきましては、貴職所管の保育所等へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、保育所等でのクラスターが断続的に発生している状況を踏まえ、十分な換気など基本的な感染対策をとりつつ、身体的距離が確保できない状況で歌を歌ったり会話をする場合は、本協力要請や、厚生労働省から発出されているマスク着用の考え方に則って対応していただきますようお願いいたします。